

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業経営の適法性と効率性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営上の最優先課題と位置付け、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制やしきみを整備し、利益を最大限確保してまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)ウエル	6,279,200	12.91
東京インキ(株)	2,190,000	4.50
(株)小森コーポレーション	2,030,000	4.17
共栄会	1,614,500	3.32
野田 勝憲	1,482,600	3.05
井奥 貞雄	1,160,000	2.39
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,151,000	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,142,200	2.35
(株)桂紙業	1,060,000	2.18
サカタインクス(株)	1,000,000	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤本 三千夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 三千夫	○	—	紙専門商社の役員としての経験・見識に基づく経営の監督及び経営全般に対する助言を期待しうる方であり、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただきたく選任しました。 株主、投資家からの信頼を確立するための客観的な独立性があると判断し、独立役員に選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人から決算期の監査報告書及び各四半期レビューの説明を受けるほか、定期的に情報交換を行っております。  
また、監査役会は、業務執行の状況を把握するために原則3ヶ月に1度、内部監査室より内部監査状況の報告を受け、常勤監査役は、必要の都度内部監査室長からヒアリングし、意見交換を行っております。業務監査につきましては、監査役は内部監査室の業務監査年間予定計画を監査役会において確認の上、監査項目、監査日程等の調整を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川尻 建三	他の会社の出身者													
窪川 秀一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川尻 建三		——	製造会社の役員としての経験及び知識を発揮していただきたく選任しました。
窪川 秀一	○	——	コーポレートガバナンス強化の一環として、予てより知遇を得ていた同氏の公認会計士として培った豊富な知識及び経験を発揮していただきたく選任しました。 また、同氏は会計上の専門的な知識を保有され、永年上場会社の監査業務も経験されております。株主、投資家からの信頼を確立するための客観的な独立性があると判断し、独立役員に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に対する報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、取締役及び従業員を付与対象者として選定しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、有価証券報告書において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役の職務のサポートは、取締役会事務局が、社外監査役の職務のサポートは、監査役会事務局が行っております。取締役会事務局及び監査役会事務局に専任者はおりませんが、その職務は、当社のコンプライアンス業務を所管する総務部総務課が兼務しております。また、監査役は、業務監査において必要の都度、内部監査室の補助を受けております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### <業務執行>

当社では、監査役設置会社という枠組みの中で、意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を平成13年から導入しており、現在の経営体制は取締役5名、執行役員3名であります。平成26年度における取締役会の開催は12回、平均出席率は、取締役97.9%、監査役94.4%となっております。

取締役会の日程につきましては、期初に年間スケジュールを作成することにより、社外役員が予定を組み易いようにしております。

また、経営改善委員会の下、取締役、執行役員、本部長、部長クラスをメンバーとする全社収益向上プロジェクト、品質保証プロジェクトの活動が、当社の収益確保に向けた業務執行において重要な役割を担っております。

### <監査・監督>

当社の監査役は3名で、2名が社外監査役であり、製造会社役員や財務・会計に関する知見を有しております。平成26年度においては、監査役会は12回開催され、出席率は97.2%であります。監査役は、取締役会への出席、工場・営業所等の往査、管理部門及び子会社ヒアリング等を実施しております。

内部監査室から3ヶ月に1度監査役会において、内部監査の実施状況の報告を受けるほか、必要の都度情報交換を行っております。また、会計監査人からは、決算期の監査報告書及び各四半期レビューの説明を直接受けるほか、定期的に情報交換を行っております。

監査役の機能強化の取り組みとして、総務部総務課が監査役会事務局の職務を兼務し、また、必要の都度、内部監査室が、監査役の業務監査の補助をしております。

以上のことから、業務執行及び経営監査・監督機能の客観性及び中立性が確保されていると考えているため、現状の体制を採用しております。

#### <独立役員の確保の状況>

独立役員を社外取締役より1名、社外監査役より1名選任しております。社外取締役藤本三千夫氏は、紙専門商社の役員としての経験・見識に基づく経営の監督及び経営全般に対する助言を期待しうる方であります。社外監査役窪川秀一氏は、会計上の専門的な知識を保有され、永年上場会社の監査業務も経験されております。株主、投資家からの信頼を確保するための客観的な独立性があると判断し、独立役員に選任しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、2名の監査役が社外監査役であります。社外監査役は、経営全般に関し独立した機関として常に中立・公正な立場で取締役の職務執行状況を監査し、取締役会をはじめとする会議において積極的な提言を行っております。このことから、経営監視機能の客観性、中立性は確保されていると認識しております。

さらに、コーポレート・ガバナンスの一層の向上・強化を図るため、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役1名を選任しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成17年度決算に係る平成18年6月開催の定時株主総会から電子投票制度を採用し、株主の議決権行使の円滑化に取り組んでおります。
その他	招集通知のホームページ掲載：平成18年度決算に係る平成19年6月開催の定時株主総会から招集通知を当社ホームページに掲載し、株主が招集通知をパソコン等からも確認できるようにしております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に向けて、年に2度、決算説明会を実施しております。 参加人数は、40名程度です。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書、中間事業報告書、招集通知、決議通知、決算説明会資料、FACT BOOK	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員：取締役 管理本部長 佐藤 尚哉 IR担当部署：管理本部 経理部 情報開示課	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、人と地球に優しい企業を目指しており、地域社会や地球環境に配慮した経営を行っております。その一環として、2004年3月に印刷工場にてISO14001認証を取得、2008年4月にブラザーマーク認証を取得、2008年7月にFSC CoC認証を取得、2013年2月にISO27001認証を取得しております。また、2005年9月には、第4回印刷産業環境優良工場表彰にて経済産業大臣賞を受賞いたしました。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### <基本的な考え方>

当社は、業務の有効性・効率性及び法令・定款等の遵守という目的を実現するために、統制環境、リスク評価と分析、情報伝達、監視活動を構成要素とする内部統制が必要不可欠のものであると考えております。

#### <整備状況>

当社は、平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、その後の整備状況を踏まえ、平成20年3月17日の取締役会決議、平成27年5月12日の取締役会決議において改訂しております。

つきましては、その決議の全文を記載します。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定める。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令等遵守の重要性に鑑み、「コンプライアンス基本方針」の周知徹底に努める。
- (2)法令及び当会社の規模・業務を踏まえた取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- (3)代表取締役及び業務統括取締役は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、上記取締役会の決定及び社内規程に基づき業務を執行する。
- (4)全役職員に対して、法令等に関する知識の習得及び遵守の徹底を図るため、研修を実施する。
- (5)法令上疑義のある行為について、従業員が直接相談・情報提供できる公益通報窓口(社員ホットライン)を有効活用し法令定款違反行為の未然防止に努める。
- (6)「財務報告基本方針」の着実な運用を図ることにより、財務報告の信頼性を確保しうる体制の整備運用に努める。
- (7)市民社会の一員として、反社会的勢力に対して組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切関係を持たない社内体制を構築する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- (1)文書管理規程を定め、総務部が株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務執行に係る文書を一括・集中して保存・管理する。
- (2)総務部は、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じ適宜閲覧、謄写できるように管理する。
- (3)上記文書の保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)連結子会社を含むグループ全体のリスク管理基本方針を策定し、この方針に添ったリスク管理体制を整備構築する。
- (2)全社的なリスクの洗い出しを行い、各リスクの性格・影響等の分析を行ったうえで、個々のリスクへの対応策を作成する。
- (3)地震等の不測の事態が発生した場合に備え、役職員の緊急安否確認システムを導入するとともに緊急時社内体制を整備する。

#### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は、各種プロジェクトを通じて、全役職員が共有する全社的目標の浸透を図り、その進捗状況の管理を行う。
- (2)取締役の任期を1年、かつ執行役員制度を導入し取締役の員数を少なくすることにより、経営上の重要課題に迅速かつ適切な決定を行いうる業務執行体制を確保する。

#### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制

- (1)関係会社管理規程を定め、一定案件は当会社の事前承認を必要とするとともに子会社管理の所管部門である財務部の総括の下、関係各部門がそれぞれ担当する子会社の業務について指導・監督を行う。
- (2)子会社の取締役及び監査役を当会社から派遣し、取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- (3)グループのリスクについては、リスクマネジメント委員会において定期的に協議を行い、グループ全体でリスクの把握および管理を図る。
- (4)当会社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に報告の機会を設け、グループ全体の監査の充実、強化を図る。
- (5)子会社は、当会社関係部門と連携をし、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する監査役会事務局の職務については、当会社のコンプライアンス業務を所管する総務部総務課の所属員が兼務で行う。また、監査役が職務を補助すべき使用人に関し要請のあるときは、その都度代表取締役との間で意見交換を行う。

#### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

代表取締役は、監査役の職務を補助する監査役会事務局の職務を兼務している総務部総務課所属員の人事異動・評価・懲戒等に関しては、監査役との間で意見交換を行う。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)全役職員は、監査役に対して、定款及び法令に違反する事実、当社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実を直ちに報告する。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規定を設ける。
- (2)全役職員は、監査役から担当する業務の執行状況について報告を求められたときには、速やかに報告する。

#### 9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、必要の都度代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2)監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前の説明を受け、意見を述べることもできることに加え、内部監査の実施状況について定期的に報告を受けるものとする。
- (3)監査役は、監査法人の取締役からの独立性の確保に留意するとともに、定期的に会合を持ち意見及び情報交換を行い、連携を強化する。
- (4)監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

市民社会の一員として、反社会的勢力に対して組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切関係を持たない社内体制を構築することいたします。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

当社は、新規取引開始時に新規取引先の情報を収集、調査し、反社会的勢力あるいは反社会的勢力との関係に疑義があると判明した場合は、取引しないものとしております。取引関係にある取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係遮断を可能とする取り決めに各取引先との間で進めております。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

